

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 新産ヶ沢橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>新産ヶ沢橋(上り線) 建設時橋梁一般図(003/031)及び新産ヶ沢橋(下り線) 建設時橋梁一般図(003/031)の標準断面図と、新産ヶ沢橋(上り線) 線形図(その2)(005, 006/031)及び新産ヶ沢橋(下り線) 線形図(その2)(005, 006/031)の標準断面図では、橋の断面構造が『両側地覆』と見受けられます。</p> <p>それに対して、貸与資料_完成図(新産ヶ沢橋)(2/44)の『CROSS SECTION』においては『片側壁高欄、片側地覆』となっています。</p> <p>断面構造としてどちらが『正』であるか、ご教示ください。</p>	<p>新産ヶ沢橋については片側壁高欄、片側地覆です。</p>
2	<p>「特記仕様書 24-17既設床版撤去工 24-17-3施工 (2) 切断及びはく離において、WJ等によりはく離させるとありますが、合成桁橋の既設床版撤去方法がWJ等によるはく離を行うということでしょうか</p>	<p>合成桁桁の床版撤去時に、WJにて上フランジ上面をはつることを想定していますが、詳細については貴社の施工計画に基づきお考え下さい。</p>
3	<p>「特記仕様書 7-1敷地の使用 7-2作業基地」において、工事の施工に限り使用できることになっているが、敷地の使用は「有償910円/円・m2」。ただし、工事用機械の作業基地としては無償。太字は有償910円/月・m2の間違いではないか?</p>	<p>910円/年・m2となります。該当項目に係る交付図書を訂正いたしますので、詳細については訂正公告をご確認ください。</p>
4	<p>現地に基づいて確認が出来なかった八反田川橋及び新産ヶ沢橋について、既設床版下面に何らかの補強対策(炭素繊維補強等)が施されているのでしょうか。もし補強されているのであれば、既設床版撤去後の処分方法が大きく変更となります。その場合は別途協議と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>既設床版下面に補強対策は実施していません。</p>
5	<p>大森川橋・松塚川橋の既設床版撤去について、カッター及び削孔の数量が明示されていません。ご教示願います。</p>	<p>貴社の施工計画に基づきお考え下さい。</p>

6	遮音壁用の出入口がA2側に位置しているが、床版取替の撤去範囲に入っているため、復旧の必要があるか確認したい。 また復旧する場合、仙台側へシフトすると下部工検査路の延伸が必要になると考えられる。ご教示願います。	松塚川橋の遮音壁用の出入口の復旧については、想定しておりません。出入口の復旧及び下部工検査路の延伸が必要となった場合は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとしします。
7	遮音壁用の出入口がA2側に位置しているが、床版取替の撤去範囲に入っているため、復旧の必要があるか確認したい。ご教示願います。	八反田川橋の遮音壁用の出入口の復旧については、想定しておりません。復旧が必要となった場合は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとしします。
8	工事用機械分解組立費Dは300t吊クレーン…1台…1往復となっているが、片押しによる撤去架設を想定されているのでしょうか。 本橋は、合成桁のため両パラペット背面からの撤去架設を想定した際は、場内移動および再入場のための分解組立費は追加となるのかご教示願います。	八反田川橋については、非合成鉄桁となります。該当項目に係る交付図書を訂正いたしますので、詳細については訂正公告をご確認ください。
9	管路（橋梁部）の復旧について詳細は無いが、壁高欄に添架もしくは埋設かご教示願います。	管路（橋梁部）の復旧については発注者で施工することを想定しています。なお、追加で施工が必要となった場合は別途監督員と受注者で協議し定めるものとしします。
1 0	特記仕様書記載の対面通行規制期間には休日（週休2日）および予備日が含まれているが、技術提案における対面通行規制期間以内というのは、休日（週休2日）および予備日を含んだものを指すのかご教示願います。	対面通行規制期間は休日（週休2日）および予備日を含めていますが、技術提案については、対面通行規制期間以内で適切かつ確実に履行するために資する提案をしてください。
1 1	「光通信ケーブル・電柱・電線」は発注者にて撤去移設を行うと記載があるが、記載のない「メタル通信ケーブル・光ケーブル・電源ケーブル」の撤去移設は発注者にて行う項目に含まれないのでしょうか。	メタル通信ケーブル・光ケーブル・電源ケーブルの撤去移設は発注者で実施することを想定しています。なお、追加で施工が必要となった場合は別途監督員と受注者で協議し定めるものとしします。

1 2	<p>留意事項⑤（提案数の制限なし）と留意事項⑨（1つの施工技術、一体不可分、組み合わせて使用することが一般的）に関する質問回答が2つあり、片方の回答は「提案数に制限はありません」、もう片方の回答は留意事項⑨の記載の通りとの回答です。どちらの回答を正と考えれば良いでしょうか。</p> <p>また、その基準は、「3つの施工段階」と「省力化・効率化に資する施工技術・資機材の導入・取組」のどちらにも適用されると考えて良いでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>技術提案数については、留意事項⑤のとおり制限はありません。提案内容については、留意事項⑨（1つの施工技術、一体不可分、組み合わせて使用することが一般的）のとおりとなります。また、その基準は「3つの施工段階」と「省力化・効率化に資する施工技術・資機材の導入・取組」のどちらにも適用されます。</p>
1 3	<p>様式3の概要を記載する各欄に「:」が付いていますが、この意味は何かありますでしょうか。施工実績などを記載することが必要ということでしょうか。</p>	<p>複数の技術提案であることを意味しています。</p>
1 4	<p>八反田川橋の工種「既設床版削孔・切断・WJはつり」において、昼間施工の区分となっていますが、夜間施工は可能でしょうか。</p> <p>また、八反田川橋の施工に際し、周囲環境など特別に配慮することはありますでしょうか。</p>	<p>八反田川橋については、非合成鈹桁となり、昼間施工を予定しています。該当項目に係る交付図書を訂正しますので、詳細については訂正公告をご確認ください。</p>